

仕 様 書

1 委託業務名

北九州観光 PR サポーター業務

2 発注者

北九州市都市ブランド創造局インバウンド課

3 業務の目的

北九州市の豊かな観光資源の魅力を広く市内外に発信することで誘客促進を図ること、並びに、個人の SNS における北九州地域の観光情報の「質」と「量」の拡充（UGC の拡大等）を目的に、SNS で北九州地域の魅力発信を行う市民や北九州市のファンを「(仮称) 北九州観光 PR サポーター」として認定・組織化し、本制度の立ち上げおよび運用を通じ、主体的かつ持続的な観光情報の発信の仕組みを構築するもの。

4 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

(1) 全体業務関連

実施計画を策定し、実行体制の構築、人員の配置、スケジュールの管理、個人情報の管理など、法令に適合した適切な体制を構築し事業を実施すること。

(2) 事業の内容

- ・ 業務目的の効果的な達成に資する事業名を提案すること。
- ・ ハッシュタグキャンペーンの実施などを通じて優良投稿者を格付けするなど、投稿の質と量を確保するような仕組みを提案すること。
- ・ 年間最優秀投稿者の表彰やオフ会の実施など、情報発信のインセンティブとなるような企画を実施すること。
- ・ 情報発信について最低限の投稿ルールを設けるなど、公序良俗に反する発信等がなされないよう配慮すること。
- ・ 情報発信に関するトラブル等の発生時は受託者の責任において事態の沈静化および実務対応（事後処理）を迅速に行うこと。
- ・ ウェブサイト等を活用する場合は、SEO 対策を講じること。
- ・ UGC 総量の拡充など、提案内容に応じた KPI を設定すること。
- ・ その他、目的を達するために有効と思われる手法を予算内で提案すること。

と。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

(3) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、事業の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

6 その他

- (1) 契約金額には、本業務の履行に必要な全ての経費を含むものとする。
- (2) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、受注者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、発注者の指示等に従いながら進めること。
- (3) 本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は発注者に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合がある。
- (4) 本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書において、明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議するものとする。